

# 福島県文化センター

## 第1節 概 要

福島県文化センターは、地方自治法第244条第1項の規定に基づき、県民の文化の振興をはかることを目的として設置されたもので、福島県文化会館、福島県歴史資料館の二つの施設をもって構成されている。

このセンターの管理運営は、昭和45年9月設置当初から県が財団法人福島県文化センターに委託し、同法人はこの施設の設置目的に沿って各種の文化事業を展開し、あるいは資料の収集、整理、保管、調査研究等を行うほか、この施設を管理するとともに、一般県民の文化活動の場として利用に供している。

### 1 業務内容

福島県文化センターを構成する施設の業務内容は、概ね次のとおりである。

#### (1) 文化会館

- 文学、音楽、演劇、舞踊等の芸術の振興に関すること。
- 社会科学、自然科学等の学術の振興に関すること。
- 文化会館の施設及びその附属設備の利用に関すること。

#### (2) 歴史資料館

- 県に関する文書資料、考古資料、民俗資料その他の歴史資料の収集、整理、保管及び展示に関すること。
- 歴史資料に関する調査研究及びその利用に関すること。
- 歴史資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等の主催及びその開催の援助に関すること。

### 2 役員及び職員組織

文化センターを構成する施設は、財団法人福島県文化センターの事務組織によって運営されており、役員及び職員組織は次のとおりである。

#### (1) 理事・監事

役職	氏名
理事長	松平 勇雄
副理事長	友田 昇
副理事長	邊見 栄之助
理事	佐川 幸一
理事	高城 勤治
理事	吉田 修一
理事	角田 道子
理事	佐藤 昌志
監事	青柳 啓治郎
監事	大塚 勉

#### (2) 職員組織

- 総務部 総務課 施設課
- 事業第一部 企画課 普及課
- 事業第二部 歴史資料課 遺跡調査課

次に、文化センターの事業運営に関しては、館長の諮問機関として専門委員会が設置されており、事業の企画、実施に

ついて館長の諮問に応じている。

#### (3) 専門委員会

役職	氏名	役職	氏名
委員長	本多 隼男	委員	鈴木 完一
副委員長	太田 美恵子	委員	高橋 哲夫
委員	穴沢 呷光夫	委員	武田 知行
委員	岩崎 敏夫	委員	高野 広治
委員	菅野 輝栄	委員	田中 寛之
委員	小林 清治	委員	渡辺 良雄
委員	佐藤 良一		

## 第2節 施設・設備の概要

### 1 施設

所在地	福島市春日町5--54
敷地面積	20,654㎡
建築面積	5,430㎡
建築延面積	11,640㎡
構造	鉄骨、鉄筋コンクリート造り地下1階、地上3階、塔屋1階
竣工	昭和45年7月31日

#### (1) 本館

地階	中央監視室、空調、電気機械室、奈落
1階	大ホール(1,943席)、小ホール(444席)、リハーサル室(107㎡)、和室(20畳2室)、楽屋(4室)、浴室(2室)、視聴覚室(108席)、会議室(24名) I T V室、事務室、収蔵庫等
2階	会議室兼展示室(466㎡)、事務室、収納室、食堂等
3階	展示室(505㎡×2室)、ギャラリー(363㎡)、事務室、倉庫等

#### (2) 歴史資料館

1階	展示室(180㎡)、事務室
2階	事務室、研究室、閲覧室、マイクロフィルム室、文書庫(252㎡)等
3階	文化財収蔵庫(455㎡)、文書庫(252㎡)

### 2 設備

#### (1) 一般設備

空気調整設備	冷暖房、換気設備
給排水衛生設備	給排水、ガス
防災設備	スプリンクラー、ドレンチャー、ガス消火設備、消火栓、非常用放送設備、避難誘導設備、煙・熱感知器等
エレベーター設備	乗用(11人乗)、荷物専用(4t)
電気設備	変電設備750KVA、500KVA、250KVA、100KVA×3、75KVA、トランス7台、契約電力600kW一般照明(蛍光灯、白熱灯)、内線電話(自動交換)、I T V設備、T V中継設備、館内放送